

運動部活動補助指導員派遣事業実施要綱

1. 目的

学校教育における運動部活動（以下「部活動」という）の重要性に鑑み、専門的な技術指導力を備えた適切な外部の指導者（以下「補助指導員」という）を必要とする柏原市立中学校に対し、柏原市教育委員会（以下「市教育委員会」という）が委嘱した補助指導員を派遣することにより、地域との連携の促進、及び部活動の振興・発展を期するものである。

2. 派遣条件

学校の部活動において、専門的な技術指導力を備えた適切な補助指導員が必要であると認められること。

3. 派遣の選定

派遣校については、派遣を希望する学校の中から市教育委員会が選定する。

4. 補助指導員の資格

学校長が推薦し、次の条件を満たした者であること。

- ① 当該種目の実技指導に関して高い技能と指導能力を有する者。
- ② 国・公立諸学校の教員以外の者。
- ③ 当該学校の部活動運営方針を理解し、部活動に深い理解と熱意を有する者。
- ④ 上記①～③の該当者を探せない場合は、市教育委員会に紹介を求めることができる。

5. 指導日

学校が補助指導員と協議のうえ決定する。

6. 補助指導員派遣回数

市教育委員会が調整・検討し、派遣が決定した学校に通知する。（1回の指導時間は2時間程度とする。）

7. 補助指導員派遣期間

6月1日から翌年3月31日までとする。

8. 部活動顧問との関係

補助指導員に実技指導を委ねてもよいが、練習計画、安全対策など十分な打ち合わせをしておくこと。

9. 補助指導員への謝金

- ① 補助指導員への指導謝金については、市教育委員会が負担する。
- ② 謝金の額などについては別に定める。

10. 指導施設

原則として、中学校の施設を使用して指導する。

11. その他

この事業を実施するに当たっての手続きなどについては、別に定める。

附 則

この要綱は平成10年5月1日から施行する。